

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案 の取りまとめに向けた検討 1

第 1 裁判所のシステム障害等に関する事項

1 裁判所のシステム障害等に係る時効の完成猶予

時効期間の満了に当たり、裁判所のシステムの故障により裁判上の請求などに係る手続を行うことができない場合については、天災その他避けることのできない事変によりこれらの手続を行うことができないときに時効の完成猶予を定める民法第 161 条により対応することとし、別途、特段の規律を設けないものとする。どうか。

2 裁判所のシステム障害等の場合におけるインターネットを用いた申立て等によらなければならない者による書面等による申立て等

電子情報処理組織を用いた申立て等によらなければならない者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合は、書面等を提出する方法によって申立て等を行うことができるとの規律を設けることについて、どのように考えるか。

(注) 裁判所のシステムの故障により不変期間を遵守することができない場合について、当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができないときに該当する場合に法第 97 条第 1 項により訴訟行為の追完が認められる他は特段の規律を設けないものとする。どうか。

(説明)

1 部会でのこれまでの議論

- (1) インターネットを用いた申立て等によらなければならない場合についての論点において、甲案を採用した場合にいわゆる本人訴訟の本人から書面等を用いた申立て等がされたときは、当該書面等を用いてされた申立て等が甲案で設けた例外要件に該当して有効な書面等による申立て等であるかを審査することが適当であるとの意見が出された。また、乙案を採用した場合において例外を設けないときについては、訴訟代理人から提出された書面等が適式となる余地はないとして効力を有しないものとして取り扱う（又は不適式であるとして却下する。）との意見と、書面等を一旦受け付けてインターネットによる申立て等をするように補正する機会を与えることが考えられるとの意見が出された。

(2) また、裁判所のシステムの故障等によって、インターネットを用いた申立て等を行うことができない場合について、裁判所のシステムの故障以外にもインターネットの障害や申立人の端末などの不具合などによってインターネットを用いた申立て等を行うことができない場合には時効の完成猶予を認めるべきであるとの意見が出されたが、裁判上の請求等と訴訟外の催告などを異なる取扱いをする理由はなく、裁判所のシステムの故障以外について特別の取扱いをするのは適当ではないとの意見などが出された。

2 検討

(1) 裁判所のシステム障害

ア 現行法にインターネットを用いた申立て等を行うことを認める規定がある（法第132条の10）が、裁判所のシステムの故障などの障害によってインターネットを用いた申立て等を行うことができない場合の規律を特段設けていない。

もっとも、申立人が申立て等に係る電子データや端末及び通信環境を準備して裁判所のサーバにアップロードしようとしたのに時効の期間の満了に当たり裁判所のシステムが故障によって一定期間障害が発生し申立て等を行うことができない場合には、申立人としては裁判上の請求をするためにできることはしているといえる。そして、民法第161条の天災その他避けることのできない事変によって裁判上の請求などに係る手続を行うことができない場合には時効の完成が猶予されるとの規定の趣旨からすると、このような場合には、通常は、同条の天災その他避けることのできない事変に該当するものと考えられる。さらに、裁判所のシステムの障害ではなく、大規模なインターネット通信網の障害が発生し、多くのインターネット利用者がインターネット通信を行うことができないような場合についても、同様に解することができるものと思われる。

イ インターネットを用いた申立て等によらなければならない場合を設けるか否かについての論点において、丙案が採用された場合や、乙案が採用された場合の本人訴訟の本人は、書面等による申立て等に加えてインターネットを用いた申立て等を行うことができる（自由に選択することができる）ことから、現行法と利益状況に変化はないと考えられる。

ウ また、乙案が採用された場合の委任による訴訟代理人があるときや、甲案が採用された場合には、裁判所のシステムの障害によってインターネットを用いた申立て等を行うことができないときは申立て等を行うことができないこととなるが、アで検討したとおり、時効の期間の満了に当たり裁判所のシステムが故障によって一定期間障害が発生し申立て等を行うことができない場合には、通常は、同条の天災その他避けることのできない事変に該当するものと考えられる。

インターネットを用いた申立て等によらなければならない場合に、自らの端末が故障していないようにしておかなければならないのは適当ではないとの意見が出されたが、現在の端末の普及状況や通信環境の選択肢の存在に照らすと、訴訟代理人の端末の不具合やその管理する回線の不具合によってインターネットを用いた申立て等を行うことができないことを理由に時効の完成を猶予することは困難であるとも考えられる。

そうすると、インターネットを用いた申立て等によらなければならない場合を設けるか否かの論点について、いずれの結論を採用した場合であっても、裁判所のシステムの障害について特段の規律を設ける必要はないと考えられる。

エ なお、インターネットを用いた申立て等を行うことができない場合にその原因が裁判所のシステムの故障などの障害によるものであるか、インターネット回線によるものであるか、申立て等をしようとする者の使用に係る端末によるものであるかについて、申立て等をしようとする者において直ちに判別することが困難であるとの指摘もある。

しかし、広く時効の完成猶予効を認めることは、一定の事由がある場合に限り時効の完成猶予を認める民法第161条の趣旨に照らすと困難である（そういった場合であっても、催告により時効の完成猶予を活用することにより対応することが考えられる。）。

オ なお、時効とは別の問題として手続上の不変期間の問題があるが、裁判所のシステムの故障などの障害により不変期間の遵守することができない場合については、法第97条第1項の当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合に該当すると考えられ、同条によって対応することができることから、特段の規律を設ける必要はないものと考えられる。

カ 以上を踏まえて、どのように考えるか。

(2) インターネットを用いた申立て等によらなければならない者が書面等を用いた申立て等をした場合

ア インターネットを用いた申立て等によらなければならない場合を設けるか否かについての論点において、乙案が採用された場合には、弁護士、司法書士等の委任による訴訟代理人等は、書面等による申立て等を行うことはできず、インターネットを用いた申立て等をしなければならないこととなる。

そして、これらの者による申立て等について、インターネットを用いた申立て等を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときを除くなどの例外を設けないものとする、これらの者がした書面等による申立ては例外なく不適式な申立て等であることとなる。

イ そして、現行法で簡易裁判所を除く裁判所における口頭での訴え提起が有効な訴

え提起と取り扱われないのと同様に、弁護士、司法書士等から訴状が提出されたとしても有効な訴え提起とは認められないこととなる。

他方で、訴状が提出され、訴え提起をするとの意思表示が書面等に記載されて明確にされていることから、口頭での訴え提起とは異なる取扱いをすべきであるとして、書面を一旦受け付けてインターネットを用いた申立て等をするよう補正をする機会を設けるとの考え方がある。もっとも、ここでいう補正は、適法な申立てを改めてしたという意味にすぎず、当初の申立てが当初から適法であったと評価することはできないように思われる。

なお、事案ごとの判断ではあるものの、時効との関係につき、訴訟物等が明確に記載され、当該権利の行使の態度が明確になっているといえる訴状を提出し、その後直ちに同内容の訴えについてインターネットを用いた申立て等がされた場合には、それらの行為が一体のものと認められるとして、当初の申立てがあった時点で裁判上の請求があったと判断される事案もあるものと考えられる。

ウ 他方で、インターネットを用いた申立て等によらなければならないとされる者においても、裁判所のシステムの障害が一定期間継続した場合に、申立て等を行うことができなくなることが適当であるかについては、別途、検討する必要があると思われ、このような場合には書面等による申立て等を行うことができることとすることが考えられる。

このような規律を設けた場合には、裁判所のシステムの障害が継続している間にされた書面等による申立て等は、それ自体適式な訴訟行為となると考えられる。

また、裁判所のシステムの障害が継続している間にされたとはいえないものは不適式な申立て等であり、効力を有しないものと取り扱うことが考えられる。

なお、仮に裁判所のシステムの障害が継続している間にされた有効な訴訟行為としての書面等による申立て等であると判断される場合であっても、提出者が弁護士、司法書士等であるときには、裁判所において当該書面等を電子化する作業に代えて、これらの者に対して電子データの提供を求めることができるとの規律を最高裁規則に設けることも考えられる。

エ 以上を踏まえて、どのように考えるか。

第2 濫用的な訴えの提起を防止するための方策

濫用的な訴えの提起を防止するための方策として、例えば、訴訟救助の申立ての有無にかかわらず、訴えの提起の手数料を納付すべきであるのに一週間を経過しても訴えの提起の手数料の最低額（千円）が納付されない場合には、納付命令を経ることなく命令により訴状を却下することができるとするような規律や訴状の却下命令に対する即時抗告が手続を不当に遅延させることを目

的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下することができるものとする規律（これらの却下の裁判に対しては不服申立てをすることができないという規律）を設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 部会のこれまでの議論

これまでの部会では、およそ認容の見込みのないことが明白な同一内容の訴えを連日にわたって同一裁判所に提起する例、不特定多数の者や実在しない者を被告としたり、大部な訴状に請求に関する不明瞭な記載がされている事例、訴訟救助の申立て・移送の申立て・裁判官の除斥や忌避の申立てが繰り返される事例があるとの意見や訴訟救助の申立ての却下決定に対して不服申立てがされて、高等裁判所及び最高裁判所での判断を経て訴訟救助の申立てに対する判断が確定するまでに相当の時間を要し、その後、補正命令を経た訴状却下命令に対して不服申立てがされて確定するまでに時間を要し、全く費用を納付しない訴えについて複数の裁判体による判断や裁判がされる都度、送達の事務が発生することに対する問題意識を持っているとの意見、国の費用で運営されている司法資源が費用を納付しない者による濫用的な訴えへの応答によって空費されることは問題であり、外国の法制では濫用的な訴えをする者に対する制裁や受付の拒否などで対応しているものもあるとの意見が出された。

他方で、そのような事例が数量的にどの程度存在するのかが分かる資料に基づいて検討する必要があるとの意見、一律に簡易却下の規律を設けることに対しては危惧するとの意見、訴訟救助の申立ての却下決定が確定した後であれば納付命令を経ない簡易却下があってもいいとの意見、訴状提出の場面において民事執行における執行妨害のようなものと判断するメルクマールがあるのか不明であるとの意見などが出された。

2 検討

(1) 濫用的な訴えの提起を防止する必要性

ここで問題としている濫用的な訴えには、認容の見込みのないことが明白な同一内容の訴え、請求内容が不明瞭な訴えについて訴訟救助の申立てと併せてされるものが典型例の一例として想定される。

このような訴えについて、訴訟救助の申立てに対する判断に係る上級審の判断を経て確定するまでに、複数の裁判体の判断及び裁判所書記官による送達がされ、訴訟救助の判断が確定した後に補正命令の送達、訴状却下命令の発令及び送達、不服申立てに伴う上級審の判断がされていて、真摯に法律上の権利義務関係の判断を求めている事案に対して用いるべき司法資源を有効に使用することができていないとの指摘があ

るところであり、このような指摘を踏まえると、何らかの手当てをする必要があるとも考えられる。

(2) 補正命令を経ない訴状却下の規律

ア 法第137条の訴状却下命令に前置される補正命令の制度は、訴状に明白な不備があれば、裁判所の判決を待つまでもなく裁判長の命令によって訴状を却下し、事件を簡単に処理すべきであるが、訴状の不備は原告の過失に基づく場合もあるので、裁判長が直ちに訴状を却下するのは妥当な処置ではないとして、訴状の却下前に、裁判長が補正命令を出し、原告に訴状の不備を補正する機会を与えることにしたものであるとされている。

イ そして、原告は、訴訟救助の申立ての却下が確定した場合や、訴訟救助の申立てがない場合には、訴え提起手数料を納付しなければならないことを認識し得るのであり、訴訟物の価額の算定が困難であるとしても、費用法の定める最低額（現行法を前提とすると1000円）の納付を免れないことからすると、その額についても納付しないときまで、過失である可能性を考慮して補正命令を出さなければならないとすることは訴状却下命令の趣旨に合致しないとも考えられるが、これに対しては、部会では異論があった。

(3) 訴状却下命令に対する即時抗告についての原裁判所での却下及びその却下決定に対する不服申立て

ア 法第137条第3項は訴状却下命令に対して即時抗告をすることができる」と規定しており、裁判長の訴状却下命令に対しては不服申立てがされると上級審においてその適否が判断される。

イ 訴状審査の場面では、原告は、通常、できるだけ早く訴状審査を終えて被告に訴状を送達してほしいと考えるものであることからすると、訴状却下命令に対して手続を不当に遅延させることを目的として即時抗告をすることを想定することは難しい。

ウ また、訴訟救助の申立ての却下が確定している場合には、訴状却下命令に対する即時抗告について原裁判所で却下する規律を設けるとの考え方も示されているが、訴状却下命令は訴え提起手数料の不納付の他に記載不備を理由とすることもあるなどの技術的な難点があるものと考えられる。

(4) 小括

以上を踏まえ、濫用的な訴えの提起を防止する必要性に対応するものとして、補正命令を経ない訴状却下命令、訴状却下命令に対する即時抗告の原裁判所における却下の規律を設けることについて、どのように考えるか。

第3 送達すべき電磁的記録の閲覧等をしない場合に関する規律

送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録の閲覧等をしない場合に関する

る規律として、次のような規律を設けることで、どうか。

- 1 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録の閲覧等をする前にその者に通知が発せられた日から1週間が経過した時は、電磁的記録の送達は、その時にその効力を生ずる。
- 2 送達を受けるべき者がやむを得ない事由により送達すべき電磁的記録の閲覧等をする事ができない期間は、1の期間に算入しない。

(説明)

1 部会のこれまでの議論

これまでの部会では、送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録の閲覧等をした時にシステム送達の効力が生ずるものとしつつ、閲覧等がされない場合には、通知の発出から一定期間の経過によってシステム送達の効力が発生するものとする事について議論がされている。第13回会議では、このような規律を設けることに賛成する意見が出された一方で、送達を受けるべき者の権利や法的地位に重大な影響を及ぼすものであって、かつ、当事者が送達を予見することができないようなものについては、このような規律の対象とすべきでないとの意見や、送達を受けるべき者に対して通知が発出されてから一定期間が経過した場合であっても、その効力の発生を否定すべき例外的な場合を認めるべきであるとの意見も出された。

2 検討

(1) 本文は、第13回会議における議論を踏まえ、部会資料17において提示していた送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録の閲覧等をしていない場合の規律の一部を見直し、改めて提示するものである。

本文1が送達を受けるべき者に対して通知が発せられた日から1週間の経過によってシステム送達の効力が発生するものとしていることについては、部会資料17における提案内容と変更はない。これは、自らシステム送達を受ける旨を届け出た者に対して、システム上で送達すべき電磁的記録の閲覧等を行うことができる状態に置き、その旨の通知をして、閲覧等をするために1週間の時間的猶予を設けた場合には、このことをもって送達を受けるべき者に送達すべき電磁的記録の閲覧等をする機会を与えたものであり、もって送達すべき電磁的記録をその者の支配領域内に置いたものと評価することができるとの考え方に基づくものである。

一方で、発出された通知が送達を受けるべき者に到達しなかったこと等によりその者がやむを得ず送達の存在に気がつかなかった場合や、裁判所のシステム障害等が生じていたために送達すべき電磁的記録の閲覧等を行うことが不可能であった場合には、通知の発出から1週間が経過したとしても、このことをもって送達を受けるべき者に

送達すべき電磁的記録の閲覧等をする機会を与えたものと評価することは困難であるように思われる。そこで、本文2は、送達を受けるべき者がやむを得ない事情により送達すべき電磁的記録の閲覧等をする事ができない期間は、本文1における1週間という期間に算入しないこととしている。

- (2) これに対し、送達を受けるべき者の権利や法的地位に重大な影響を及ぼすものであって、かつ、当事者が送達を予見することができないようなものについては、このような規律の対象とすべきでないとする考え方もある。

しかし、そもそもシステム送達を利用する旨の届出をしている者は、基本的に、裁判所から送達文書があることは予見すべきであると解される（なお、インターネットを使用して申立て等をしなければならない者の範囲について乙案又は丙案を採用した場合には、システム送達の対象となるのは、士業者等又は自ら積極的にインターネットを使用して訴訟活動を行う旨を届け出た者に限られ、これらの者に通知アドレスの定期的な確認を求めることは特段不合理とは解されないと思われる。）。

また、一定の期間の経過による効力の発生が認められないと、閲覧等がない限り常にシステム送達以外の方法による送達（すわなち書面による送達）をしなければならないこととなるが、それでは、システム送達を認めた意義は相当程度没却されることとなるように思われる。

さらに、そもそも、システム送達は通知の発出をその要件としており、閲覧等の機会は保障されているし、本文では、部会資料17における提案内容を修正し、送達を受けるべき者がやむを得ない事情により送達すべき電磁的記録の閲覧等をする事ができない期間は、1週間という期間に算入しないこととしている（本文2）ため、送達を受けるべき者の救済を図ることが別途可能である。

これらのことからすると、本文の規律の対象を限定する必要はないように思われる。

- (3) 以上を踏まえ、送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録の閲覧等をしない場合に関する規律として、本文のような規律を設けることとしては、どうか。

第4 証人尋問等

ウェブ会議等により証人尋問を行う場合における証人の所在場所に関する規律として、次のような規律を設けることで、どうか。

法第204条に規定する方法による尋問は、証人を次に掲げる要件を満たす場所に出頭させてする。

- 1 当事者本人又はその代理人の在席する場所でないこと（当該場所が当事者双方の在席する場所であるとき及び当事者に異議がないときを除く。）。
- 2 裁判所が証人の陳述の内容に【不当な】影響を与えるおそれがあると認められる者の在席する場所でないこと。

(説明)

1 部会のこれまでの議論

これまでの部会では、証人の所在場所に関する規律を設けることの当否及び設けた場合の規律の内容について議論が重ねられてきた。第15回会議では、①当事者等の一方のみの在席する場所でないこと、②証人の陳述の内容に影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことを証人の所在場所に関する要件とすることについて、議論がされた。同会議においては、①の要件と②の要件の関係性について指摘する意見が出されたほか、このような個別具体的な要件を定めるのではなく、裁判所の裁量判断に委ねるといった考え方もあるとの意見も出された。

2 検討

(1) 本文は、ウェブ会議等により証人尋問を行う場合における証人の所在場所に関する規律について、部会のこれまでの議論を踏まえて整理を行うものである。

本文1の要件と2の要件の関係性について検討すると、ウェブ会議等による証人尋問において、相手方当事者に異議があるにもかかわらず、一方当事者のみ証人と同席することを認めることは、仮に証人の証言に影響が及ぶおそれがないとしても、手続の公正らしさの観点から望ましいものではないように思われる。本文1は、このような観点からの規律を設けるものであり、証人に対する影響力の排除を目的とした2の要件とは別個の規律であると位置付けることが可能であるように思われる（なお、本文1の要件の位置付けをこのように整理したことに伴い、当事者の親族や従業員については本文1の規律の対象から除外している。）。

以上のような整理をした場合には、本文1の要件と2の要件とは、双方を充足することが必要であることとなる（例えば、当事者双方が証人と同席している場合には、本文1の要件は充足するが、そのような場合であっても当事者が証人の証言に影響を与えるおそれがあると認められるときは、本文2の要件は充足しないこととなる。）。なお、通信環境に関する要件等、本文1及び2以外の要件については、別途最高裁規則で定められることを想定している。

(2) 一方で、本文1及び2の要件を満たすような場所に証人を所在させるべきことは、裁判所が、民事訴訟が公正に行われるよう努める責務を負っていることに照らしても当然のことであるため、この点について個別具体的な規律を設ける必要はないという考え方もあり得るようにも思われる。

第5 参考人等の審尋

電話会議等による参考人等の審尋に関する規律として、次のような規律を設

けることで、どうか。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、参考人又は当事者本人を審尋することができる。

(説明)

1 部会のこれまでの議論

現行法における審尋としては、当事者の言い分を口頭又は書面により聴取する主張整理のための審尋（口頭弁論に代わる審尋。法第87条第2項等）と、当事者や参考人に証拠としての供述をさせる簡易の証拠調べとしての審尋（証拠調べとしての審尋。法第187条）とがある。また、相手方のある事件について参考人等の審尋をする場合には、公平の観点から、当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においてしなければならないこととされている（同条第2項）。

これまでの部会では、審尋の期日に当事者が電話会議等に出頭することができるものとする事及び参考人等の審尋をする場合に参考人等が電話会議等に出頭することができるものとする事について、その当否が議論されてきた。第15回会議では、口頭弁論に代わる審尋について、審尋の期日に当事者が電話会議等により出頭することができるものとする事に反対する意見はなかった一方で、参考人等の審尋における参考人等の出頭については、相手方のいる事件について審尋を行う場合には、ウェブ会議等によることとし、電話会議によることは認めないものとするべきであるとの意見も出された。

2 検討

参考人等の審尋も証拠調べの一種であり、裁判所は審尋の結果から直接に心証を得ることとなる。そして、裁判所が心証を得るための方法としては、一般的には電話会議によるよりもウェブ会議等によることが望ましいものと思われる。現行法における証人尋問等についても、電話会議によることが認められているのは少額訴訟における場合に限られており（法第372条第3項）、通常の訴訟手続においては、一定の要件の下、ウェブ会議等によることのみが許容されているところである（法第204条）。

一方で、法第187条の定める審尋は簡易の証拠調べとして位置付けられており、人の供述を証拠とする手続であることは証人尋問等と変わらないが、不出頭に対する制裁や宣誓の手続等に関する証人尋問の規律が適用されないなど、手続が略式なものとされている。審尋の具体的な方法については、裁判所が自由に定めることができるものとされており、法第187条と同様の規律を設けていた平成8年改正前の民事保全法第30条の解釈では、参考人等の審尋においては、裁判所のみが参考人等に発問するという方式も可能であり、実務の運用としては当事者双方に質問の機会が与えられることが望ましいも

の、このことは、当事者に尋問権が当然にあるということではないとされていたものである。このような参考人等の審尋の位置付けにも鑑みると、当該事件において参考人等の審尋を行う場合にウェブ会議等によるかどうかは、当該事件の内容や審尋を行う参考人等の属性、当事者の意向等を踏まえて個別に裁判所が判断することとすれば足り、電話会議の選択肢を法文上排除するまでの必要はないようにも思われる。

以上を踏まえ、参考人等の審尋につき電話会議等によることを認めることを提案している。

第6 ハイブリッド方式による証拠調べ

法第185条に次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

裁判所は、同条第1項の規定により裁判所外において証拠調べをする場合（合議体の構成員に命じ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に嘱託して証拠調べをさせる場合を除く。）において、相当と認めるときは、証拠調べの場所以外の場所に合議体の構成員の一部を在席させることができる。この場合において、当該合議体の構成員の一部は、映像と音声の送受信により証拠の状態を認識することができる方法により証拠調べをするものとする。

（説明）

1 部会のこれまでの議論

これまでの部会では、合議体の構成員の一部が現地に赴いて証拠調べを行うとともに、それ以外の合議体の構成員がウェブ会議等を通じて証拠調べに関与する手続（ハイブリッド方式による証拠調べ）を設けることについて検討がされた。

2 口頭弁論において行う証拠調べとして規律を設ける考え方

合議体の構成員の一部が現地に赴いて証拠調べを行うとともに、それ以外の合議体の構成員が法廷に所在し、ウェブ会議等を通じて証拠調べに関与する手続を設けて、これを口頭弁論において行う証拠調べと位置付けて、規律を設けるとの意見が考えられる。

この考えによれば、この手続は、基本的には、法第204条の要件（今回の改正後の見直し後のもの）がある場合に認められるものである。

もっとも、この考え方は、法廷外で証拠調べに関与している裁判官と、法廷内で証拠調べに関与している裁判官を全く同じように扱うものであるところ、法廷外で証拠調べに関与している裁判官をそのように扱うこととしてよいのかは問題があるように思われる（法廷外で関与した裁判官も裁判所外で心証を得ることになると解されるが、そのようなことは難しいと思われる。）。

また、そもそも、裁判所外の証拠調べとは別にそのような証拠調べを設ける必要がある

のかは改めて検討する必要があるように思われる。

以上を踏まえ、本文では、このような考え方を提案していない。

3 裁判所外における証拠調べに新たな規律を設ける考え方

現行法においても、合議体の構成員の一部が現地に赴いて証拠調べを行うことはできるが、このようなケースにおいて、それ以外の合議体の構成員が現地に赴かずにウェブ会議等を通じて証拠調べに関与する手続を設けることが考えられる。

この考え方は、その要件や効果は、法第185条と同じと考えるものである。合議体の構成員の一部が行うことができるケースに、その余の裁判官が関与することを認めても特段の弊害がないとも思われるため、本文では、このような考え方を提示している。

他方で、この考え方は、合議体の一部が裁判所に所在するケースにも適用し得るものであり、結局、法第204条の要件がないケースにも、裁判官（の一部）が裁判所に所在するままウェブ会議等により証拠調べを認めることとなり妥当ではないとの意見も考えられる。

また、そもそも、裁判所外の証拠調べにそのような新たな規律を設ける必要があるのかは改めて検討する必要があるように思われる。

第7 新たな和解に代わる決定

新たな和解に代わる決定について、次のいずれかの案によるものとする
ことについて、どのように考えるか。

【甲案】

- 1 裁判所は、和解を試みたが和解が調わない場合において、審理及び和解に関する手続の現状、当事者の和解に関する手続の追行の状況を考慮し、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な和解条項を定める決定（以下本項において「和解に代わる決定」という。）をすることができる。ただし、裁判所があらかじめ定めた和解に代わる決定をする日の前日までに異議の申立てがあったときはこの限りではない。
- 2 和解に代わる決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内に、受訴裁判所に異議を申し立てることができる。
- 3 2の期間内に異議の申立てがあったときは、和解に代わる決定は、その効力を失う。
- 4 裁判所は、2の異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。
- 5 異議の申立人は、4により異議の申立てを却下する決定に対し、即時抗告をすることができる。

6 2の期間内に異議の申立てがないときは、和解に代わる決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

【乙案】

新たな和解に代わる決定の規律を設けない。

(説明)

部会におけるこれまでの議論において、新たな和解に代わる決定の規律を設けることについては、乙案を支持する立場から、その必要性、このような決定を可能とする理論的根拠、適切な運用を確保するための具体的要件や手続の規律が可能かといった観点から、それぞれ批判ないし疑問の指摘がある。これらの批判ないし疑問について、部会においてコンセンサスのある解決が得られないとすれば、新たな和解に代わる決定については、乙案をとることになると思われる。